

# 鹿児島空港事務所からのお知らせ

鹿児島空港周辺では、航空の安全を確保するため、一定の空域（右の図の区域）を障害物がない状態にしておく必要があり、高さ制限（進入表面・転移表面・水平表面・延長進入表面・円錐表面・外側水平表面）を設けています。（法律：航空法第49条）

対象区域内で物件等の設置工事や工事用等クレーンの使用を行う場合は、事前に鹿児島空港事務所までお問い合わせいただければ、高さ制限表面を突出するか否かの確認をさせていただきます、ご回答いたします。

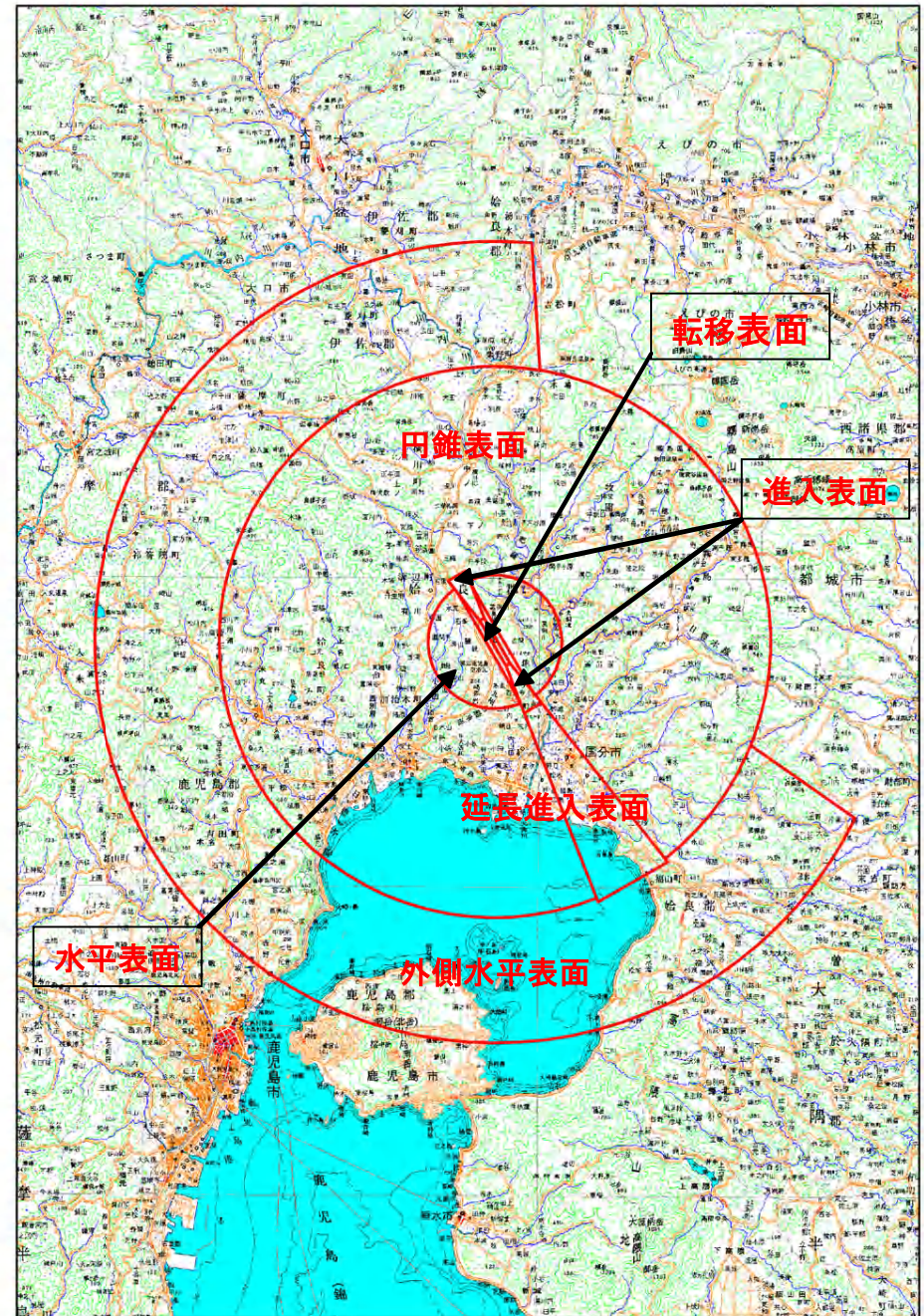
なお、物件等には、TVアンテナ・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーンやラジコン機等も該当します。

航空の安全確保を図っていくため、みなさんのご理解とご協力をお願い致します。

詳しくは、下記の大阪航空局 鹿児島空港事務所まで、どなたでもお気軽にお問い合わせ下さい。

※ お問い合わせ先  
大阪航空局 鹿児島空港事務所  
TEL 0995-58-4440  
MAIL cab-kagoshimasoumu47@mlit.go.jp

鹿児島空港の制限表面区域図



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
数値地図200000（地図画像）を複製したものである。  
（承認番号 平成18総複、第819号）」